

よくある質問 Q&A

皆さんから多く寄せられる 不安や疑問点などをまとめました!

【森田奨学育英会の給付金について】

Q1 返済の義務はありますか？

A いいえ。

返済不要の給付型奨学金です。返済の義務はありません。

※2009年度までは貸与型の奨学金制度をとっておりましたので、現在返済中の方は引き続き返済の必要がございます。

Q2 選考はどのように行われますか？

A 学識経験者過半数をもって構成する奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校を經由して本人に通知します。

【応募資格について】

Q3 他の奨学金の給付を受けていますが、申込は可能ですか？

A 当財団の給付金は併用可能となっております。但し、他の給付金が併用不可となっている場合がございますので、ご自身で確認の上、お申し込みください。

Q4 秋口入学でも応募できますか？

A いいえ。

残念ながら、当財団の奨学生募集は日本人学生・留学生共に4月入学の学生に限定しております。

Q5 日本人学生ですが、募集期間中及び給付期間中に留学の予定です。応募できますか？

A はい。

学生本人が希望し、学校の推薦を受けた方であればご応募可能です。

ただし、メール等での連絡がつく方で、お振込は国内の銀行口座に限ります。

Q6 日本人学生で大学院4年生です。早期修了が決まっていますが、応募は可能ですか？

A いいえ。

当財団の奨学金の給付対象期間は、募集する年度の4月～3月となっております。その間の就学に必要な費用に充てていただきたいと考えておりますので、応募時に早期修了が決まっている場合は、ご遠慮いただいております。ただし、給付後に早期修了が決まった場合、返金は不要です。

【願書について】

Q7 給付型の奨学金なのに、緊急連絡先はどうして必要ですか？

A 給付を受けるにあたり身元を保証するものと考えています。

給付期間中に当財団が掲げる資格に反する行為があった場合、または奨学生に給付出来ない事象が発生した場合の連絡手段として、緊急連絡先の設定をお願いしております。

Q8 緊急連絡先に該当する人がいませんがどうしたらいいですか？

A 当財団では、緊急連絡先として当人と近い親族（父母兄弟姉妹配偶者）が望ましく、ご事情がある場合は、事務局までご相談ください。

また、年齢制限や収入の有無は問いませんが、成年者であり、かつ自署が可能な方をお願いしております。

Q9 世帯収入の記入はなぜ必要ですか？

A 当財団の給付型奨学金は、応募に当たって所得金額による制限を設けておりません。

しかし、経済的な支援の必要性も資格要件の一つであるため、ご家族全員の世帯収入をご記入いただいております。

なお、申請者ご本人様のご結婚等で独立（別居）し、別生計である場合は配偶者の方の収入をご記入ください。また、兄弟姉妹の方が就職やご結婚などで経済的に独立（別居）し、別生計となられたら「別生計」を選択し、収入のご記入は不要です。別居はしているが収入がなくご両親の支援を受けている場合は同一生計としてください。

Q10 留学生の願書は英語でもいいですか？

A 英語でも日本語でも構いませんが、英語の場合は日本語訳をつけていただきますよう、お願いいたします。

Q11 推薦調書の推薦者氏名は学長でなければなりませんか？

A いいえ。学長、教授、学部長、主任、担任、どなたでも役職に関わらず、その奨学生をよく知る人物に記入していただくのが望ましいと考えております。

また、推薦調書は森田奨学育英会のフォーマットの他、独自でパソコンで作成したもの（フォーマットを参考に必要事項を明記されたもの）でも構いません。

ただし、推薦者の自署、もしくは押印をお願いしております（自署の場合は押印は不要）。